

平成15年度 第9回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラ ッ セ ホ ー ル サンフラワー

平成15年11月26日

公 共 事 業 等 審 査 会 事 務 局  
(兵庫県県土整備部県土企画局課長(技術企画担当))

## 公共事業等審査会（平成15年度第9回）会議録

### 1 開 会

部長あいさつ

### 2 平成15年度第9回公共事業等審査会

#### （1）事務局より報告事項

#### 事務局

追加資料をご説明させていただきます。

委員からの質問一覧ということで、1ページ目に、生活貯水池建設事業につきまして5つの質問を載せております。前回の審査会の席、あるいはその後の先生方からの問い合わせを書いております。とりあえず順番に最後まで説明させていただいて、また質疑を承りたいと思います。よろしくお願いたします。

1つ目は、ダムのみでなく、河道改修費も含めた費用便益費について説明してほしいということでございます。資料は、2ページ、3ページでございます。そして、正面の方に先般プレゼンテーションに使用したのものも映しながら説明いたします。

まず、ダム事業の費用便益費でございますが、ダムをつくることによって生じる便益につきましては、画面に出ていますような経済評価が可能なものについて算定しております。

前回もご説明しましたけれども、再度説明させていただきますと、ダム事業の便益につきましては、まず、想定氾濫の計算を行います。ダム事業を実施しない場合と実施した場合の両方の氾濫解析を行いまして、おのこの浸水区域や浸水深を算出します。そして2番目に、想定被害額として、浸水区域内の直接的・間接的被害のうち、経済的に評価可能な被害額を算定します。3番目に、ダム事業を実施しない場合と実施した場合の被害額の差分を被害軽減額として年平均の被害軽減期待額を算出しまして、そして50年間という期間で現在価値化した上で累計して総便益を出します。

これに対しまして、総費用のCでございますが、測量試験費とか用地補償費を含みますダム事業に要する総建設費に、ダムが完成しました後50年間分の維持管理費を

現在価値化して加えていきます。これから、残存価値を現在化したものを控除しまして総費用を算定します。

そして、出てきたBとCとの比較で費用便益費を出しております。

ところで、今回、生活貯水池のうち与布土ダムほか4ダムにつきましては、治水対策としまして、上流でダムをつくと同時に下流で河川改修を行うという、2つのセットでもって治水計画を立てております。我々、ダム事業を進めるに当たりまして、一般的にはそのダムにおける便益と費用とをもって費用対効果を判定しておりますが、先般の審査会で、河川改修とセットであるのだから、当然河川改修も含めたセットの形でのB/Cを算出する必要があるというご意見をいただきました。我々通常、今言いましたような形で事業を進めております理由はといいますと、ダム事業が先行して、その後、河川改修も数年、10数年後に着手するわけですが、その際に、河川改修において、例えばいつ河川改修を始めて、事業費が幾らで、いつ終わるといって投資計画が具体的になっておりませんもので、ダムのみでとりあえず費用便益を算出してダム事業に着手しているということでございます。

ちなみに、画面の左側がダム事業を先行させた場合ですが、下流の河川で、ここでは未改修という言葉を使っておりますが、流下能力の低い区間があったとします。そうしますと、たとえダムができて、ダムができることによって被害軽減がなされる区域(B1)が出てまいりますけれども、下流河川が未改修ということで、まだ一部被害軽減ができない区域が残ります。そこで、我々としては、今回、B/Cというのは、ダムをつくることにおけるCと、ダムができたことによって受ける便益のB1によって一応調書に挙げています。

ところが、先ほど申しましたように、本来、将来的には河川改修と一体であるべきということになりますと、河川改修におけるCも当然計上すべきであるし、また河川改修することにおける被害軽減(B2)とあわせて費用便益を比較するということが出てきます。そうしたことで、右の図のように、ダム事業と河川改修の両方を考慮した場合、費用対効果はどうかを計算したものが2ページの下の方です。

それぞれのダムによって、その数値が下がる場合とほとんど一定の場合がございます。下がる場合は、河川改修が加わることによって河川改修分の費用対効果の少ないものが乗ったということですし、ほとんどかわらないところは、河川改修とダムとを一体として治水効果が発現するんですけれども、河川に余り依存していないと

ということで、ダム規模と下流の河川状況によりまして数値が変わってまいります。

以上、先般出ておりました河川改修もあわせた費用対効果はどうなるか教えてほしいということに対する回答でございます。

2つ目に、河川環境調査と保全対策に必要な費用について説明してほしいというご意見がございました。4ページをお願いいたします。

環境調査でございますが、まず、ダムの建設によって影響を受ける動植物に対して事前に現況調査をするということで、動物でしたら哺乳類、両生類、爬虫類等、あるいは植生、植物相を対象とした現地調査、文献調査を実施しております。これらは、着手時から調査していますと同時に、今後も必要に応じて調査を追加することになっております。

それから、水質調査でございます。ダムは流水を貯留することで渇水時に下流河川の正常な流量を確保するという目的を持ちますが、同時に水環境に対する影響も生じさせます。このため、ダム完成後の管理運用に関する検討の基礎資料とするため、ダムの予定上・下流で水温、pH、SSといったものの測定を定期的を実施しております。

保全対策の検討と実施についてですが、まず、動植物の保全対策につきましては、レッドデータブック等が示します貴重な動植物に対しまして、学識経験者から助言を得て技術的、費用的な実施可能な保全対策を検討、実施しております。例えば植物でしたら、改変区域外への移植を既に一部で実施して成功していますし、移植が難しい種にありましては、増殖や試験移植を始めまして、種子を採取して保存することも検討しております。動物につきましては、影響を小さくできる施工方法を採用する、また変化をモニタリングしながら工事を進め、工事中的影響を低減させるとともに、ダムが完成しました後、ダム建設前の状態に回復させることを目的として、例えば在来種による緑化であるとかエコトーンの整備を行うこととしております。

それから、水環境の保全対策ですが、先ほど申しました水質調査結果等に基づきまして、ダムができ、貯水された後の水温分布がどうなるか、あるいは水質がどうなるかといったことをシミュレーションし、その結果を踏まえて最適な取水設備、放流設備の構造の検討等を行っております。

そして、これらに要します費用を生活貯水池ごとに挙げておりますが、環境調査、保全対策等、合計欄にありますように、それぞれ数千万円から数億円の間で

ございまして、現在、これらの事業費につきましては、全体事業費に含まれている中で実施しています。ちなみに、括弧書きは実施済み額でございます。

先般、環境に対する調査あるいは保全対策そのものが、例えば事業費を増加させたり、あるいはそういった貴重種等が存在することでダム事業が逆におくれるといった懸念をされるご意見もございましたが、我々としてはこういった形で環境に配慮して事業を進めております。

3つ目は、事業費に占める林道の付け替え費用の割合はどの程度か説明してほしいということでございました。

実は、我々、ダムを建設して最終的に貯水池で水をためることになりますと、従前にあった例えば林道であるとか、たとえ林道がなくても既存の道から林業等が行われていた場合、ダムができることによってその地への到達が難しくなるといったことで、貯水池の周辺に林道をつけることにしております。そうした林道の費用の割合がどの程度かといったご質問がございましたので、5ページに示しております。

まず、付け替えの目的を示しておりますが、まずは、既存道路の機能補償ということで、山林の管理、木材の伐採、搬出に使われていた既存の道路がダムの完成により水没し、所有者による山林管理のための進入が困難となる場合に、機能補償として付け替え林道を建設しております。それからもう一つは、できた後付け替えた林道が貯水池の管理用道路として利用されていることがございます。山腹や湖岸の倒壊、倒木など貯水池周辺の状況を点検、巡回するための管理用通路として利用するため、ダムができますと、ダム管理者はその道路を使って貯水池周辺のパトロールを実施することになります。

林道の付け替え費用でございますが、現時点での費用につきましては下の表のようになっておりまして、左端に全体事業費、右端に全体事業費に占める林道の建設費の割合を書いております。林道の延長、幅員等につきましては、各ダムとも記載のとおりでございます。なお、但東ダムにつきましては、いろいろと町と調整する中で、山林の一部を但東町の方で取得、管理することにして、林道付け替えを不要としました。

4番目に、水道計画について説明してほしいというご意見をいただいております。

6ページでございます。先般、生活貯水池の目的である水道水の水源確保の説明をしておりますが、少し具体的にその地域の人口動向あるいは現在の水源状況につい

て述べております。

まず、地域の人口動向でございますが、与布土ダムから西紀ダムまで、計画時における人口と現在の人口、それぞれの市町村が作成しています水道計画の目標年次における人口を示しております。それぞれを見ますと、横ばいか減少といったものがございます。後ほど説明しますが、新たな水源確保につきましては、もちろん人口の増や生活単位水量の増ということもあるんですけども、それ以上に、既存水源の枯渇と申しますか、既存水源を安定化させることを目的にダムをつくらうとしております。

水源の状況でございますが、生活貯水池の位置する地域では、いずれも但馬、丹波地域の分水界にありまして、生活用水の水源を渓流水とか地下水・浅井戸、いわゆる伏流水に依存しております。渓流水にありましては水量、水質が降水量に左右されるとともに、地下水についても一部の浅井戸で取水量に減少傾向が見られ、枯渇を理由に水源の廃止を余儀なくされているところもございます。このため、各市町とも、既存水源を見直して将来にわたる安定水源として位置づける一方で、新たな水源としてダムによる新規取水に期待を寄せております。

なお、ダムによる新規取水の確保が可能になるまでは、いずれの市町におきましても、予備水源を設置したり、緊急避難的に水源を確保する、例えば急遽井戸を増設するとか河川の中にポンプを増設するというようなことで、渇水時における水需要を賄っております。

ダム以外では代替水源はないのかということになりますが、町によりましては、代替水源を求めて、町独自で町内での水源調査、いわゆる地下水調査を行っております。しかし、ほとんどのところが、岩盤が下がったり、あるいは水が出て例えば鉄分が多いなど水質的に問題があったりといったことで、新たな町内での地下水の水源開発は困難な状況と聞いております。

今、画面にみくまりダムの例を示しております。篠山市は上水道区域と簡易水道区域がございまして、篠山市の東部に多紀簡易水道区域がございまして、その地域における水源をダムに求めるということで現在みくまりダムを建設しております。その実績を申しますと、例えば平成12年から14年まで、 $1,500\text{m}^3$ 、 $1,800\text{m}^3$ 、 $1,700\text{m}^3$ ぐらいの給水量となっております。点線で書いておりますのが、水道事業の認可計画上安定とされている給水量です。現在、それを超えて給水されているということは、例えばグラフの一番上の部分は予備水源を持たざるを得ない、それからそれぞれの水

源でポンプを増設することで何とか揚水量をふやすといったことで、いってみれば当面の対応でこのようになっております。そうした状況のもとに、安定水源を見直す中で、将来的にはここまで（平成20年予想日最大給水量）を安定水源にする、そして今後見込まれる給水量並びに既に実績に近い、あるいはプラスアルファ分の水源を新たなダムに求めるということでございます。

それから、もう一つの事例としまして、山東町の場合も、現在、実績は約 3,500 m<sup>3</sup>から 3,000m<sup>3</sup>ございまして、既にこうした形で地下水など伏流水を水源にしながら、それぞれ今言ったような形で供給しています。そして、最終的には、現在の安定水源の数値をセットする中で、将来に向けた増分をダムに持たせるという計画になっております。

いずれの町につきましても、このような似たりよつたりの状況でございます。

それから、水源状況の問い合わせと同時に、渇水の状況はどうかという質問をいただいております。7ページには、平成2年以降、それぞれの町ではどういった渇水状況であったかということを書いております。平成6年は、全国的に渇水となり、兵庫県は給水制限までなされております。それ以外は、直接的な、例えば断水といったことはございませんけれども、先ほど申しましたような水源の状態のもとに、町としましてはそれぞれ、その時期、その時期で節水を呼びかけたりしながら、予備水源なり緊急避難的に市民生活、町民生活に支障を及ぼさないような形で対応されていると聞いております。

最後に、ダムの耐用年数と堆砂量についてご質問がありましたので、8ページで説明します。

まず、ダムの耐用年数をどう考えるかということにつきましては、先般コンクリートの寿命も申しましたが、現在、一般化されている考え方は、まず一つは、機能的耐用年数として、河川砂防技術基準（案）で「多目的ダムの堆砂容量は、原則として100年間にたまる推定堆砂量をとるものとする」と規定されていることをもって、100年間ぐらいはという言い方をしております。

そうした中で、現在、兵庫県におきます管理中のダムの堆砂状況は建設時に推定した堆砂量以下におさまっているということで、少し事例を挙げて説明します。

ここに示していますのは、天王ダムでございます。天王ダムは、昭和57年にできました。設計では、ずっと一定にたまっていけば将来的には50年間で5万m<sup>3</sup>たまるで

あろうという計画のもとにダムをつくります。そして、実績はどうかというと、我々は、年に1回、必ずダムにたまった堆砂量を測定しておりまして、過去、こういったグラフになっております。当初は少し予定より多目にたまっていましたが、最近は少し落ちついてきて計画のところに来ています。特に天王ダムは上流が鈴蘭台、天王谷川ですから、上流の開発の状況、あるいはその年に洪水があったかどうかということによっても変わっていきますので、一概にこのままでいくかどうかはわかりませんが、とりあえず今、ほぼ計画どおりでございます。

それから、これは生野ダムの例です。生野ダムも、できて既に30年近くになりますが、こういった形でございます。大規模なダムでしたらかなり貯水池周辺を改変しますので、そういった土砂の流入が激しくなり建設当初は少し堆砂が進むということもございまして、今は計画堆砂量におさまっています。

青野ダムは、できて17～18年になりますが、今、こういった形で、最初から少し少な目に推移しているということでございます。

各ダムとも、なべていいまして、兵庫県におきましては基本的に推定堆砂量以下におさまっていることが言えるかと思えます。

それからもう一つ、法定耐用年数、いわゆる経済的耐用年数という言い方がございまして、原価償却資産としての年数は80年と定められております。

そのほかに、余談になりますが、本当のダムの寿命はということになりますと、いろいろな学会等でも議論されてはいますが、実績としましては、例えば神戸市の五本松堰堤と呼んでいます布引ダムは1900年にできています。ちょうど100年たっておりますけれども、現在、神戸市の水道水源として十分機能しておりますし、何ら問題も生じていない、震災にも耐えているということでございます。

以上でございます。

会 長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、あるいはそのほかのことでも結構でございますが、委員の皆さんから追加のご質問、ご意見はございますでしょうか。

委 員

追加的に押し詰まった段階で水道計画についてお尋ねして、丁寧にお答えいただきまして、6ページの質問の水道計画のところ全体で今回のダムの計画を拝見し



て、防災と並んで水源確保というのが重要なものであるというのは理解させていただきました。ただ、これで拝見しますと、ちょっと言及もされておりましたが、今、全県でも少子高齢化で、どちらかという人口減少傾向にありますし、この地域も多分今後ふえるということはなく、横ばいないしは、既にこの10年ほどの間にその兆候が出ている部分もあると思うんです。安全にということはあるんですが、水利計画としたら少し余分になるのではないかなというのが印象です。今回のこれはご計画でそういう形だと思っただけですが、全県的に水源に関する確保の基準みたいなものが今のようなものなのかということをお教えいただきたいのが一点です。

もう一つは、今回、先生の方からお送りいただいた最終的な報告書の中にも載っていましたが、事後評価の問題です。ダムをつくった後、十分足りていれば問題ないということですが、過剰な水源、過剰というところとちょっと語弊がありますけれども、そのあたりの見通しに関して、過去の事例がどうなっているか、もうおわかりでしたら教えていただきたいんです。

#### 事務局

一つ目の、人口減少が一方である中での水源の確保ということですが、確かにおっしゃいますように、人口は横ばいもしくは減少です。そういう中にありまして、生活貯水池といいますのは、先ほどから申しておりますように、本当に山間部に限られた地域での水源対策で、いずれの市町におきましても、過去の水道事業をずっと見ていますと、もともと簡易水道ということで集落的にその都度、その都度施設が設置され、現在に至っているという状況です。

そうした多くの施設を抱えておりますが、それぞれの水源がすべて安定しているかということ、そうではなくて、天候に依存したり、川に濁り水が出ることで伏流水が濁ってしまうとか、あるいは最近でしたら病原性微生物のクリプトスポリジウムが発生したり、水量面、水質面で非常に不安定になっております。そういったことで、現在ある水源を縮小もしくは廃棄して新たな水源に乗りたいというところが実態でございます。

実は、これ以外にも、これまでに県内の山間部における市町からたくさんの要望がございました。しかし、ダムの適地がないとか、一方では治水上のメリットがないということで、ダム事業に至らなかったところもあったんですけれども、現在こういった形で残っているダムでは、今言うような事情のもとに、これから事業をやっ

きたいと思っております。

それから、県内の水道事業につきましては、大きくは水ビジョンというのがございますし、実は所管するところが広域水道の面では企業庁が水道経営なり水道事業をやっておりますので、ちょっと私どもの方で直接的に先ほど先生がおっしゃいましたことには答えづらい立場にあるんですけども……。

事務局

失礼します。私、5年ほど前まで水資源の方も担当しておりましたので、情報としては古いかもしれませんが、全県的な状況としましては、県の場合、県営水道が整備されておまして、県の南部地域については県営水道で賄っていくというのが大きな流れでございます。しかしながら、県の北部とか淡路地域はそういった整備は非常に難しいものがありまして、それがなかなかできていなかった。それが、明石海峡大橋ができたことによりまして、淡路については県営の水を送ることができましたので、水源はほぼいける。ただ、県の北部等につきましては、技術的な面、費用的な面もありまして、個々の水源によって賄っているというのが現状でございます。したがって、今、申しましたように、個別対応は仕方がないかなという状況でございます。

委員

調書でいろいろ書いておられる水量面のところに私は注目したので、今のようなご質問をさせていただいたわけですけども、そうであるとすれば、水質面の不安ということで、大きくいえば方向性として、こういう伏流水、井戸というのではなく、ダムによる水源に移行しようという政策方向があると理解させていただいていいわけですか。

事務局

はい。町の水道事業者はそういう立場でございます。ちなみに、ちょっとPRになって申しわけございませんけれども、我々、生活貯水池事業を始めましたのは平成元年で、これまでに三宝ダムという春日町につくった生活貯水池がございます。実は、この町につきましても、水分かれの地ですから全然水源がなく、地下水を掘っても塩素イオンが出てくるということで、除塩装置まで設けて現在町の水道事業をやっておりました。そうした中で、三宝ダムが平成7年に完成しましたが、給水当初から計画給水量をそのまま給水しながら町民生活に非常に役立っているといった事例もござい

ます。

委 員

要望ですが、そうでありましたら、水質のところを少し、そういう地域からのご要望があるのでダム計画が出ていると。単に湧水だけだと、量の問題だけかと理解してしまうので、水質面での充実なりそういう県政での全体の方向性があるということに言及していただきましたら、調書がわかりよいかと思います。今後、よろしくをお願いします。

会 長

しり馬に乗るような質問で申しわけないんですが、人口に対する比率というのはわかるんですか。1人1日の使用量というか、原単位に当たるものはどのように見込んでおられるんですか。

事務局

上水道と簡易水道とで申請します場合の積算が違ってくるんですけども、そこに住んでおられる方々と給水量との比をとっていきますと、但東ダムが1日 244 / 1人、みくまりダムが 300 、西紀ダムも 300 ということでございます。それから、上水道の与布土ダムと八鹿ダムにつきましては 277 と 286 、いずれも 300 弱です。

しかし、これらは一人一人の積み上げの生活用水でございますけれども、実は水道事業の中には業務用、営業用、工場用、あるいは無効水量も見込むということがございまして、すべてでいきますと、但東の場合は 291 、みくまりが 345 、西紀が 356 、それから上水道の与布土ダムと八鹿ダムにつきましては少し上がりまして、与布土が 437 、八鹿が 543 ということで、これは工業用、営業用等すべてをそこで住んでいる人口で割ったものでございます。

会 長

その将来変化については、ふえると考えておられるんですか、それとも減ると考えておられるんですか。

事務局

基本的には、先ほど言いましたようにほとんど平行状態ですけども、八鹿町につきましては、大型商業施設であるとか病院とか、そういった将来開発を少し見込んでいるようでございます。

## 委員

ついでに、水源に関係があるので、今回のダムには直接関連がないのかもしれませんが、上水があれば下水があるというふうに論理的に考えるわけです。水源の整備のご計画はよく理解できるんですが、当然対応として、これだけの水源を確保して水を潤沢に使うようになるわけですので、下水道に関しても整備計画があると理解してよろしいんですね。というのは、河川の汚染という環境問題にも絡んできますので、ちょっと教えていただければと思います。

## 事務局

基本的には、おっしゃるとおりで、すべての町で下水につきましてはかなり普及しているということで、一つ一つの町の普及率は手元で整理しておりませんが、80%程度に普及は進んでいると考えていただいて結構かと思います。

## 委員

前回は質問させていただいて、非常に基礎的な質問で申しわけないんですが、生活貯水池に限らず、多目的ダムの中で便益を評価するのに、治水便益だけで計算されている。費用対効果のある下限値はクリアされているので、公共事業審的には何ら問題はないんですが、多目的の治水以外の目的の部分の便益を計算していないということは、便益を過小評価していることになるかと思うんです。極端な場合、例えば水道専用貯水池であれば、当然利水、水資源開発に伴う便益計算もある程度されますでしょうし、それから、環境の便益、損益を評価することは現時点でなかなか難しいとは思いますが、自然再生事業のような環境整備だけの単独事業みたいなものも始めてきていますので、環境便益、損益についてもこれからの公共事業の場合は評価せざるを得なくなってくるように思うんです。

そういった場合に、なぜ多目的ダムを標榜するのに治水目的以外の便益を計算されないのか、あるいは現在検討中でいらっしゃるのか、それとも他の便益を考慮しなくても十分公共事業として成り立つからなのか、ちょっとそのあたりの理由を教えてくださいたいんですが。

## 事務局

私もその辺のいきさつなり、あるいは今後のことについて十分情報を入れていませんけれども、基本的には、今言ったような形で治水だけでやっているのが事実でございます。確かに今、そういった担当者なりが集まって会議します場合に、環境面で

の例えば維持用水を便益に表わせないかといった話は出てまいります。そして、それらをどう具体的に数値であらわすか、実際にそういったことで事業の採択をするのかという話になりますと、国レベルの話になりますので、なかなか具体例は出ていないというのが実態でございます。

我々としては、できれば、先ほどおっしゃいますように、治水だけではなく、不特定も、あるいは環境用水も、水道ですからそういったものを何とかトータル的にというのは常々言っていることであります。

委員

水道貯水池があるぐらいですから、利水については便益計算はできないことはないと思うんですけれども、環境便益につきましては、例えばこれから自然再生事業とかが出てきた場合には、やはり何らかの方法でされていくと理解してよろしいですね。

事務局

今ご質問の環境事業については、今、CVM等の調査方法で便益を出していこうという方向では動いております。

事務局

ただいま委員のご指摘の件、ダム事業にかかわらず、事業便益あるいはコストの算定の仕方でございますが、コストの方は、比較的問題がなく、どういうものについて範囲に入れるかということぐらいが問題かと思えます。ただ、便益につきましては、今、それぞれ専門の立場で、道路などでも今算定できていない効果についていろいろ研究がなされておりました、まだ評価手法が確立していない段階ではないかと認識しております。

我々としましては、今委員からご指摘のありましたように、いろんな考えられる効果を総合的に評価をすることが事業についての客観的な評価をしていきます上でどうしても必要かと考えておりますが、まだ確立していない手法もございますので、いろいろな専門の先生方の研究なり成果なりの情報を絶えず収集しながら、そういった手法が確立されますと、環境等の評価につきましてもそれぞれの事業の中に組み入れていきたいと考えております。また、後ほどご紹介があるかと思えますが、来月にも専門の先生に事業評価についての講演をいただいて勉強もしていきたいと考えております。

委員

生活ダム貯水池については、特に治水便益が出なくても本当に必要な場合があると思うんです。今の評価ですと、地元は必要と思っているのに事業評価されない、それでキャンセルされてしまうおそれのあることを懸念したものですから、お聞きしました。どうもありがとうございました。

委員

もしかしたらもうご質問が出ているのかもしれないので、重複したらそのようにお答えいただければいいんですが、4ページで、環境調査及び保全対策費を挙げてくださっています。素人の考えによると、調査費よりも実際の保全対策にかかる費用の方が多いのが普通じゃないかと思うんですが、これを拝見すると、半々であったり、逆に調査費が多かったりしているんです。これは、ダムの全事業費のうちの3%なり2%なり、非常に高い費用をかけられているんですが、普通はこういったものであるのかということについてお答えいただきたいと思います。

それから、ほかの事業でよく出てまいりますね、何年か経過した後、実際、土壌が合わなかったの、それに追加費用を何千万も入れるという例を今までたくさん見てきております。そのときに、最初の調査でちゃんとわからなかったのかというようなご批判が出た場合がありますので、これだけの費用であれば後でそういったことがないだけの十分な調査費なのか、できればほかのダムにおける総事業費のうちの調査費も教えていただければ納得ができるかなと思うんですが、その辺をちょっと教えていただけませんか。

事務局

環境調査と保全対策のバランスということですが、基本的に、保全対策の中にも、ダムができた後、例えば移植等を行うといった場合のモニタリング調査的な要素をかなり含んでおります。現状も調査するけれども、その後も調査する。例えば移植とか、あるいは新たに試験移植する、そういったことにはかなり費用がかかるんじゃないかとお思いだと思うんですけれども、そういった手間よりも、むしろモニタリングをしたり、それを解析したりというデスクワーク、現地調査にお金がかかるものですから、保全対策の中にはハード面というのは余りないというのが一つです。

また、ここにも書いていますように、例えば植物でしたら、できるだけ早く建設前の状態に戻すために、例えば在来種による緑化を考えます場合、もともと緑化はやる予定にしていますから、そこに在来種を加えるという手間がふえるだけで、さほど

手間はかからないと我々は認識しています。

それから、他ダムにつきましては、ちょっと今、わかりかねますので、後ほど改めて、これまで実施したダムで環境調査に要した費用、対策に要した費用というのは一覧表でお示ししたいと思います。それはできます。

委員

その場合に、他ダムの資料を教えてくださいと言ったのは、100年経過しているダムの例を今挙げてくださいましたが、実際によそのダムで、これだけの調査費用、保全費用をかけたにもかかわらず、後で不都合が出て絶滅してしまったとか、そういった過ちがなかったかということを知りたいという意味でのことですので、金額とあわせてそういう例を。

事務局

実は、環境に配慮してダムの工事をすること自体がここ十数年なものですから、我々の管理しますダムは昭和40年代、50年代につくってしまっていて、そういった比較ができない状態になっています。ということで、今先生がおっしゃったようなことは、ほかのダムを見ても、データとしては提供しづらい状況になっています。

委員

河川法が変わってから後のものしか例はないということで、まだそういうことを知るにはどのダムも実験段階であるということなんですね。河川法が変わってから初めて環境の要素が入って、改正以後につくられたダムではまだ答えが出ていないわけなんですね。

事務局

それと、河川法そのものは一応環境の保全ということで平成9年に改正されて、そういった面からの河川計画を立てておりますけれども、こういった事業における環境対策になりますと、影響評価法等も既にありましたから、ある一定規模の大規模な開発については、例えば事前調査をして、評価をして予測するということはやっております。ただ、ダム事業につきましては、先生のおっしゃるようなずばりのことをやった事例はまだないものですから。

委員

非常に初歩的なことで恥ずかしいんですけども、費用便益の件でちょっとご質問いたします。先ほどダムの便益の計算のところ、浸水とかそういう被害がなかつ

たことによる便益として、50年間の累積計算をされたというご説明を受けたと思うんですが、ダムの耐用年数は一応 100年、それから経済的な耐用年数は80年とおっしゃっておられました。もちろん、長期間の便益を、例えば 100年間被害が軽減したというふうに積算するのはどうかと思うんですけれども、50年というのは何かルールがあるんでしょうか。

事務局

これについては、ルールがございます。国土交通省の方で出している治水経済調査マニュアル(案)というものがございまして、河川事業、あるいはダム事業それぞれにつきまして、その便益を出す期間が決められております。平成12年5月に治水経済調査マニュアルが改正されまして、現在、我々はこれに基づいて行っております。

委員

そのマニュアルによりまして、ダム・治水事業の場合は50年間の便益を積算するとなっているんですか。

事務局

そうです。

委員

6ページの先ほど委員がご質問されたことと重複して恐縮なんですが、例えば西紀ダムの平成22年の人口動向は 4,500人となっています。この根拠ですが、篠山市が市になったときにできた総合計画で、将来人口、10年でしたか、15年でしたか忘れましたが、6万人と出しているんですよね。現在、4万ちょっとですけれども、要するに、人口がこれからふえ続けるという前提で総合計画が立てられたと思うんですが、そういうものを根拠にされているんでしょうか。それぞれの市や町の総合計画を基準にされているんでしょうか。

事務局

基本的には我々、水道事業者の作成します将来目標ということでやっておりますので、この 4,500人、先ほど委員のおっしゃったものに基づいているものか、あるいはそれとどのように整合しているのか、ちょっとここではわからないんですけれども、いずれにしても、水道事業者の方で必要な量を算定するに当たりまして将来目標を定めているということでございます。

委員



そういうことだろうと思うんですが、県土整備部など公共事業をなさる部局では、先ほども委員からありましたように、やっぱり将来の人口減少社会ということを大前提にした社会資本のあるべき姿と申しますか、公共事業のあるべき姿についての議論をもっともっとしていく必要がある、あるいはその考え方を出していく必要がある。公共事業そのものが大きければ大きいほど長期にわたりますし、数年前、まだ建設省の時代に、最後だったか、建設白書に、人口が将来減ることを前提にこれからの社会資本整備を考えていかなくちゃならないという項目が数ページにわたってあったと思うんです。これはダムだけではありませんが、そのあたりの考え方を伺えればと思うんですが。

#### 事務局

我々が今所管をしております社会基盤整備につきまして、どういった社会像に対応する施設整備を考えていくかということで、大変基本的な、そしてまた重要な問題についてご指摘をいただいたかと思いますが、ご指摘にありましたとおり、これからの社会が少子高齢化、成熟化ということで、人口規模、量的な水準をどういうところへ置くかとかという、あるいは質的な問題があわせて生じてくると考えております。

今ご指摘をいただきましたのは、主に将来の社会の成長と申しますか、推移をどのように想定するかということであろうかと思いますが、人口につきましては、国全体の将来推計もなされておりますし、県といたしましても、そういったことを参考にして県の将来人口を推計いたしております。各自治体でも同じようにされておりますが、ただ、各自治体の想定されております人口を総合計しますと、県の予測人口よりもどうしても超えてしまうんですね。それぞれの町の将来像がございまして、これからの取り組みも含めて、政策的な要素がどうしても入ってしまう面がございまして。

我々、そういった中で、どういう水準と申しますか、将来像に向けて基盤整備をするかということですが、県の管理しております施設につきましては、基本的には県が推計をしております将来人口なり将来像に向かって、例えば道路整備で申し上げますと、交通需要が将来どのように推移するかということ推計しております。利水目的のダムにつきましても、県が推計しております人口に基づいて利水を検討するということになりますと、もう少し広域的な、いわゆる水資源開発に関してはそういった県のフレームに沿って計画をするわけでございまして、小規模生活ダムについては、それぞれの自治体内で機能する施設でございまして、どうしてもその自治体

のフレームを基本にせざるを得ないということで、現在でもこういった形で事業を計画し、推進しているわけでございます。

県の事業につきましては、今委員からご指摘がございましたように、右肩上がりではない、少子高齢化の成熟社会を想定しまして施設規模を計画しておりますし、それから、使うばかりではなくて、これまでにストックができておりますので、そうしたストックを有効に活用し、投資の制約、制限も加味する中でそういった方向への大きな転換を現在しつつあるということで、これからもそういった方向で、さらにいろんな観点からの見直しを進めまして取り組んでいきたいと考えております。

委員

今のことにちょっと関連しまして、一連のダムの実業費の負担割合について、全額県の方から出るのか。今回、改めて拝見しますと、各調書の事業内容のところ、事業費の負担割合が明記されているものとならないものがあるんです。これが書いていないので、全額県の財政から出るのか、あるいは国から幾らか出るのか、もっと踏み込んで言えば起債を行っての事業か否かということにつきましてお尋ねしたいんです。

理由は、人口動向でお尋ねしましたが、この人数の生活されている方お一人一人のことを考えれば、これが少ないとか多いとかということではございませんけれども、およそ何十億というお金をこの地域の方だけがご負担なさるわけじゃなく、全県民が負担して県費として行う公共事業でありますので、お金の出どころについてちょっとご説明いただければありがたいと思います。

事務局

まず、多目的ダムということですから、治水の方の河川管理者、水道の方の水道事業者の2者が入ります。それで、不特定と呼んでいきますかんがい用水とか河川維持用水については河川管理者が持つことになります。2者で配分します場合、各ダムとも、水道事業者が3%から5%程度の負担率、残り90数%を河川管理者が出すことになっています。

そういう中にありまして、河川管理者は国の方から2分の1の補助をいただきます。それから、水道事業者は2分の1の補助を厚生労働省からいただくことになっております。残りは、県の方はいわゆる一般財源ですし、町の方も恐らく一般財源だと思います。起債がきくかどうかまでは確認できませんが。

委員

起債がきくかどうかということより、従前の事例をお教えいただければ結構だということと、今回のダム事業について、今おっしゃったような事業費割合の明記が一切なかったの、今後必ず明記いただけると判断材料の重要な部分になりますから、ぜひ……。書いてございましたか。

事務局

書いておりません。書くべきだと思います。

委員

ないですね。結局、ほかの事業とのばらつきがあるんですね。事業費が書いてあるものとなないものがあるし、書き方に関しても一貫性がないので、どう判断していいのかわからないんです。ぽんと総事業費だけ出てきて、結構なお金が兵庫県はあるんだなと思って一瞬うれしくなるんですけども、それをだれが出すのかというと、最終、県民が個人の税として支払ったものでありますし、県債であれば長期にわたってその債務を県民一人一人が、皆さん方が県下にお住まいならば全員負担していくものですので、ぜひ起債の割合について、それが何年にわたるものであるかということも教えていただきたいわけです。

ついでに乗かった形でお尋ねすれば、県に限らず、話題になっていると思えますけれども、国の補助金削減1兆円とかいうのが出ていますので、私が一番従前よりお尋ねしたかったのは、仮に国の補助金が消滅して、それはストップする、ないという形になった場合、だれがそれを補うかということです。それについて、現行、何かルールなり、まだ決まっていらないなら決まっていなくて結構ですし、少し方針を教えてくださいいただければと思います。多岐にわたりましたけれども、お願いします。

事務局（佐々木課長）

これは、今話題になっています三位一体という税源移譲の話と絡んでくる話で、私レベルではそこまで実は頭がないといえますか、従前のとおりいくものと仮定して今、この事業を進めております。

委員

と申しますのは、費用便益のB/Cももちろんですけども、今のお話を前提にすれば、河川管理者約9割余りの負担で、そのうち2分の1が国から来るということですので、およそ半分近くが国のお金を前提にした事業ということですね。それが万が一来ないということになった場合に、引き続きその事業をやるか否かについて、今

まではそんなことはなかったんですけども、今後はその可能性の方が高くなってまいりますので、その時点において、かなえの軽重というか、事業の緊急性をどの分で判断するか、場合によったらストップなり長期見直しをかけることも含めまして必要になってくると思うんです。今の時点ではつい出たところですから難しいと思うんですけども、今後ぜひそれをお考えいただきたいということと、どの調書に関しましても、事業内容とか事業費のところではぜひ負担割合についてきちんと明記をいただきたいと思いますので、今後よろしくお願いします。

事務局

ちょっと補足になりますが、実は、予算がもうなくなってきている、あってもなかなか予算がつきづらいという状況は我々認識しております。そうした中にありまして、今回の調書では町の要望に沿うような形で事業工期を定めておりますけれども、これから一番大事なのは、そういった予算に応じて、どのダムを優先して早く終わらせて次のダムをつくるか、そしてそのことが各市町に理解していただけるかというのがまず出てきます。そういったレベルでの話を、我々のレベルで行っていきたいと思っております。

委員

それに関しましては、協議会があるのとないのを明記してくださっていますし、地元の方のお声とかも含めまして、もう少し調書の方にもそういったことを反映してくださいと私なんかは判断しやすいので、お願いします。

会長

今後、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員

先ほど委員から出た質問に関連して、まず、2ページの総費用(C)の算定のところで、ダム事業に要する総建設費とダム完成後50年間分云々となっているんですが、ダムは固定資産と理解していいのでしょうか。それから、80年の法定耐用年数になっていますが、50年の評価時点ということになると、固定資産として減価償却をすると、法定耐用年数に合わせて償却率を修正されるのかどうか、ちょっと気になったものですから、それが一点です。

2点目は、維持管理費の現在価値化の意味がわかりにくくて、維持管理費が50年先にどうなるかということについては、消費者物価指数か何か、これも計算式がある

のかどうか、それと維持管理費の中身は何なのか、教えていただきたいと思います。

事務局

BとCの画面を出します。まず、コストの方ですが、一応建設期間中はこういった形で事業費が推移していく。でき上がると、ずっと後は維持管理が必要である。維持管理費につきましては、まず、ダムを維持管理していくための人件費、あるいは電気代とか修理代、そういったものがある一定限度ある。そうした中で、かかる費用といえますのは、現在価値化といひまして、4%現在の物価がそのまま低減していく形で掛けてみまして、その4%低減を累積したものが一応コストであるというふうに今算定しております。

便益の方も、今後50年間に発生し得る氾濫頻度を想定しまして、一様に毎年その費用が軽減するといったことを想定します。そして、その費用をその時点から見たときに4%低減して現在の価値に置きかえて累積しているという形で便益を出しております。

なお、維持管理費の中には、もちろん定期的に行う除草であるとか、あるいはポンプの運転経費とか、そういったものをすべて含んでおります。

委員

ダムは固定資産という理解ではないんですか。原価償却というのは意味が違うんですか。

事務局

減価償却という意味ではないです。

委員

ということは、80年の法定耐用年数の前に「原価償却資産」となっているんですが、この原価償却資産というのはどういう意味ですか。

事務局

80年と50年の差というのは、残存価値を出す際に、償却を80年と仮定し、そして50年間たった時点での30年分を残存価値ということで、先ほどのB/CのCの方で控除する方に算定しております。

委員

一般的な固定資産の減価償却というのは、法定耐用年数なり償却年数があつたら、定額、定率、いずれにせよ償却の率が決まってくると思うんですが、これもそういう

意味でしょうか。定額か定率で、80年に分けて計算すると率が低くなるだろうし、50年だったらもう少し高く年々の償却額が大きくなるので、50年と80年では、つまり分母が違ってくるんじゃないかという気がしたものですから、ちょっと質問させていただいたんです。

事務局

先ほど申しました現在価値化に用いる割引率というのは、4%で固定しております。

委員

わかりました。

会長

ほかにございませんか。

まだいろいろあるかと思えますけれども、ダムから大分離れてきて、県政全体の話にもなりました。これはまた日を改めて、今後の公共事業のあり方についてご意見をいただくことにいたしまして、とりあえずここでこの件に関しますご質問を終わらせていただき、議案に入りたいと思います。

## (2) 議案 - 1 再々評価に係る審議案件(ダム事業)の審査

### 1) ダム事業(6件)の審査

- ・ 審議番号1番 ダム事業 石井ダム建設事業
- ・ 審議番号2番 ダム事業 与布土生活貯水池建設事業
- ・ 審議番号3番 ダム事業 但東生活貯水池建設事業
- ・ 審議番号4番 ダム事業 八鹿生活貯水池建設事業
- ・ 審議番号5番 ダム事業 みくまり生活貯水池建設事業
- ・ 審議番号6番 ダム事業 西紀生活貯水池建設事業

会長

本日の議案は、先ほども説明がございましたが、石井ダムから西紀ダムまでの6件のダム事業について、県がつくりました調書に基づきまして、県の原案が妥当であるかどうかご審議をいただくことが第1でございます。調書は、ご承知のとおり、その視点としまして、必要性、有効性、環境適合性、優先性等について述べられており

ます。

6つのダムにつきまして、いずれも県の原案は事業継続ということで出されております。ちょっとここでお諮りいたしたいのですが、最終の石井ダムは、治水が主目的のダムでございまして、来年度完成予定でございます。あとの5つのダムは、小規模ダムで、ダムだけではなくて生活貯水池という位置づけになっておりまして、進捗の方も、かなり進んではおりますけれども、来年完成とか再来年完成というものではございません。そういう点で、石井ダムだけ別にご審査いただきまして、あとの5つのダムにつきましては一括審査いただいでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、そのように計らわせていただきます。

最初の石井ダムにつきましては、県の原案は継続、予定では来年完成ということでございますが、これは県の原案どおり継続ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、そのように計らわせていただきます。

残りの5つのダムは、生活貯水池、むしろ水源という、ダムそのものよりダムの上の水の方がかなり重要でして、但東ダムを除いてももちろん治水にも役立つわけでございますが、いずれも丹波あるいは但馬の源流地域の水源確保という意味が中心でございます。全部、調査なりは進んでおりまして、事業継続ということで県の原案が出されております。5つのダムをまとめまして、県の原案どおり事業継続ということでよろしゅうございますでしょうか。

委 員

先ほど質問のときにも申し上げたことを再確認させていただくんですが、事業費の負担割合は、先ほどご説明があったものがすべてのダムにおいて共通と理解させていただいていいのかというのが一点目です。

2点目は、国からのお金約5割の部分に関して、なくなった場合についてどのように考えておられるのか、現時点でのお考えで結構ですので、ちょっと教えていただきたいと思います。

事務局

基本的には、先ほどの負担割合は全部のダムに共通する話でございます。

それから、先ほどの予算がなくなった場合の対応でございますが、もちろん最終的にはかなり高度な行政判断も要すると思いますけれども、我々レベルでは、まず水の需要の逼迫度がどうかを見ます。先ほどから各町とも逼迫ということを行っていますけれども、それぞれ少し重みが違いますので、その度合い。それから、この事業につきましては、平成5年前後に採択しておりまして、その後ずっと、各自治体から見れば早く事業を進めてほしいという要望はいずれも強いわけでございますけれども、ダム事業にかかるための調査とか、あるいは予算も制約があつてここまでおこなっていることも事実でございますので、今後そういった予算等に合わせて事業調整は必ず出てくるだろうと思います。その事業調整につきましては、繰り返しになりますけれども、地元の各市長、町長の意向も踏まえた中で相互に納得し合わない、なぜこちらが早いのか、なぜこちらが遅いのかとなりますので、十分合理的な理由をもってお互いに認識し合うことで事業は進めてまいりたいと思っております。

事務局

今の国の補助制度がなくなるとか、あるいは変更された場合、こういった事業につきまして予定どおりに進めていくのかという点でございますが、これはこのダム事業に限らず、すべてのいわゆる公共事業にかかわってくる問題になるかと思えます。これからは、だんだんと事業が削減をされまして、地方で責任を持って、地方の財源でもって事業を計画し、実施をしていかなければいけない。税源の譲与の問題もございますが、そういった中で、社会基盤全体の中で緊急性、重要性のある基盤については何かといった評価も今後実施していかないとはいえないと考えております。

このダム事業につきましても、現在、非常に予算の確保が難しくなっている状況でございますし、将来的には委員のご指摘のようなことになる可能性もございます。今、地方分権の中で、新しい国と地方の責任分担といえますか、その財源の確保の問題も含めて現在議論されておりますので、そういった新たな枠組みが定まると、全体的な事業の中で場合によっては判断していかねばならない時期も来ると



考えておりました、そのときには、その新たな評価基準も持ちまして判断をしていきたいと考えております。

委 員

今のお言葉で納得したわけですが、さきのご説明で水需要の精査という言葉をおっしゃいましたが、今からなさるとのことだけではなく、当初の計画段階からもう少し精緻なものを県として今後整備していただくことを要望として出させていたきたいと思います。

会 長

事業着手までの、あるいはここへ提出されるまでにどれだけの調査が必要かと、この前、宮道委員からもご指摘がございまして、実際に調査をやり直したらどうもぐあい悪くて、たしか与布土ダムで、ダムの予定地が地質的にダムの建設に適しなくて、また場所を探し出さないといけないということもありましたが、その辺は難しい問題だと思います。

なお、補助金の削減につきましては、兵庫県だけの問題ではなくて、日本全国の各部局が、こういう方法だったらうちの県はふえる、うちの県はすごく損をするということで、仲間割れみたいな状況があるところでは見られるようでございます。兵庫県としてもこれは大変な問題で、補助金を打ち切られるだけではなしに、かわりの財源がどれだけ来るかというのは、私のようにやじ馬根性で見ていると、交通反則金は県へ行くとかと言われて、そうしたら上げれば上げるほどもうかるやないかと、ついそういうことしか考えないんですけれども、その辺はやはり難しいと思います。今後とも、県自体としても考えていかなければならないと思います。

とりあえず、与布土ダムから西紀ダムの5つのダム、県の原案、継続ということを認めてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、そのように計らわせていただきます。

### (3) 議案 - 2 公共事業等審査会審査結果の協議

会 長

7月に知事から話がございまして、本日までずっと審議を続けてきました。そして、今日中にまとめようということで、甚だ差し出がましいというか、責任は私が持ちますという形で事務局が私案をつくってくれまして、私が目を通したわけですが、それをさきにいろんな形でお送りしたと思います。その結果、幾つかのご意見をいただきまして、また内部的にも検討が加えられまして、本日、素案として配らせていただいております。これを中心にいたしまして、それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、「平成15年度第3回～第9回公共事業等審査会 審査結果」という資料で、今までいろいろ審査していただきました結果につきまして読み上げさせていただきます。

まず、「記」の下の本文から読み上げさせていただきます。

( 審査結果案朗読 )

なお、青色で表示しております箇所につきましては、各委員からのご指摘で修正しているところでございます。

会 長

ここで一遍切りまして、前文につきまして何かご意見はございますでしょうか。

委 員

文章全体においては、大体これで結構だと思って、特に事前に申し上げなかったんですけども、本日の議論を踏まえて、3番、4番のところが非常に重要だなと思います点と、加えまして、可能でしたら、財源について明確に認識できるような形にさせていただきたいということが、こういう審議させていただくプロセスで、案外無神経というか、お金の出どころがどこかということを余り気にしないでやっていたところが私自身にございましたので、それについて何か記載をいただくとありがたいというのが一点です。

もう一点は、6番目に、部局を超えた連携というご指摘がございますけれども、私自身、恥を申し上げれば、県土整備と農林の方と全く同じに審査のところによって

きますので、部局が同じところと誤解をしておりましたのですけれども、実は違っていたわけですね。そういう結果として出る公共事業としたら、一つのものとして勝手に認識するんですが、部局の枠が非常に違っていることによる問題がございますので、この部局の枠を超えたというところについても、もう少し踏み込んだ言葉があるといいなというのが要望です。

会 長

わかりました。3番、4番、6番につきましては、文章ではなくて、言葉の方で答申するときに副知事に申し上げたいと思います。それから、財源については、ここで記載というよりも、むしろ調書段階で明確にするように事務局で今後ご指導いただくということで、それによろしゅうございますでしょうか。

委 員

結構です。

会 長

財源というより、むしろ負担率というか、補助金の部分ですね。ほかにございませんでしょうか。 ないようでしたら、前文の7までのことについてはご承認いただけたとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

では、個別事業の方の朗読をお願いいたします。

事務局

次に、 の個別事業についてお願いします。5ページをお開きいただきたいと思っております。1から7の までは第6回で終わっておりまして、今回、5ページの8の林道整備事業の からでございます。特にご意見をいただきましたことにつきまして読み上げさせていただきます。

( 審査結果案朗読 )

事務局

最後に、4ページの7の都市公園事業で、第6回の審査会で協議いただきました播磨中央公園の文言につきまして、県の今後の取り組みが理解されるように「県民の了承」という言葉にしていたのを「県民の理解を得る努力」という表現に修正させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

## 会 長

4ページは7月にご了解をいただいたところでございますが、それを含めまして、個別の事業に関する意見で何か追加あるいは訂正はございますでしょうか。議事録あるいはお送りいただきましたお手紙、ファクス、できるだけ事務局の方で取り入れてもらったつもりでございますが。

## 委 員

6ページですが、林道整備につきましては随分議論されました。先生の方でも随分考慮いただいてこういう文章になっておりますが、最後から2行目の「実態に即した」というところ、何の実態かということで、私自身は自然現象の理解の仕方が部局間で違うところについて問題提起をさせていただいたつもりですので、やはり不変則である自然現象の実態に即したという意味で、「自然現象の」という言葉を入れていただいた方が、もう少しこの審議会の中での議論が伝わりやすいのではないかということが一点目です。

それから2点目は、7ページ、ちょっとわかりにくいのは「ゼロベースからの検討」の「ゼロベース」なんです。いろいろ意味があるのかもわかりませんが、これは現代用語辞典でオーソライズされているんでしょうかね。といいますのは、よくダム反対運動の人らと、白紙撤回とか、原点からとか、そのところで理解の仕方が食い違いがあって、ゼロベースというのがどういう意味なのか、ちょっとわからないんです。これで意味が通じるのであれば結構かと思うんですが、英語にはないと思うんですね、ゼロベースというのは。それが2点目です。

3点目は、8ページですが、「利水の便益や環境に対する負の便益」というところ。私、こここのところで意見を加えさせていただいたんですが、よく考えてみると、ダム事業では、負の便益だけ、ネガティブなインパクトだけではなくて、河道と治水効果を負担し合うということで、河道へのいわゆる人工化、負担をある程度軽減させる役割もあると思います。ですから、損益だけじゃなくて便益もあるのかなと思いますので、負の便益と限定するよりは、「便益・損益」というふうに書いていただいた方が実態に合うのではないかと思います。

## 委 員

私は2回欠席いたしました。今日、かなり根本的な問題を先生方がおっしゃいました。一つは、2ページの全体にかかわるところですが、7番目の最後、「今後も

県民に対してよりわかりやすい」となっています。ただ、よりわかりやすいということは、もう決まったことをよりわかりやすくという感じになります。むしろ、「県民に対して納得のできる」というような表現に変えていただけたらなと思いました。

それから、最後の尼崎の市街地再開発事業のところですか。具体的な議論に入るときに私は欠席したんですが、ここでは、「美しい兵庫」にふさわしい景観」とか、そういう言葉が並んでおりますけれども、高齢者の方たちが下の方にかなり入られるというお話であったと思います。その高齢者の方たちを守るというか、生活しやすいという、何か生活の視点というのがこの文言の中にはうかがえないので、その辺をちょっと入れていただけたらと思いました。

会 長

幾つか新しい提案がございました。では、一つずつ議論いただきたいと思います。

まず、2ページの7で、「よりわかりやすい説明」を「納得のできる説明」に変えたらどうかという委員のご提案です、「納得のできる」方が納得ができる気がいたしますが、よろしゅうございますか。

では、ご提案どおり「納得のできる」に訂正いたします。

次が、6ページ、委員から、上から8行目の「実態に即した」を「自然現象の実態に則した」に、何の実態にどのように即するのか、より現実的で合理的な書き方をした方がいいというご意見がありました。これはどうでしょうか、やはりきちんと入れた方がよろしゅうございますか。

では、「自然現象の実態に即した」と。ここでちょっと問題が出されていまして、上から3行目のところですが、「事前調査が不十分なため」という言い方はちょっとおかしいのではないかという意見が出ております。不十分だったらやり直したらいいやないか、だから「事前調査が必ずしも十分でなかった」とか何かぐらいにした方がいいんじゃないかという意見が出ておりますけれども、一応私の案のまま書かせていただきました。事前調査が不十分ならやり直せというのは、確かにそのとおりなんですけれども、林道の担当の方からも要するに100mに1カ所ぐらいしか地質を見ていないとか何とか言われていまして、そちらの方でも認めておられるなら「不十分な」でもいいやないかということなんです、このままでよろしゅうございますか。

では、ここは「不十分な」のままでいきます。

7ページの「ゼロベース」ですが、確かに英語でもなければ、日本語でもない。何

かいい言葉はございませんか。

委 員

これはだけど、知事がそのようにおっしゃったんですね。

事務局

議会の方でも答弁しております。

委 員

だから、これは何となく……。

会 長

兵庫県語でいきますか。

委 員

結構でございます。

会 長

それでは、これは、日本語でも英語でもないかもしれませんが、こちらでは市民権・県民権を得ているということで、このままで。

8ページの4行目ですが、「負の便益」という言葉だけではなくて、損益があるので、「負の」を削って「便益・損益」と。これ、「便益・損益」ですか。

委 員

損益だけでよろしいんですかね。

会 長

損益だと、損と益だから。

委 員

それなら、「損益」だけに変えていただいて。

委 員

この文章全体を見ると、ほかのところでも「負の便益」という表現をしていますね。ここだけ変えるのもいかがかなと思いますけれども。

会 長

いうたら、正負の便益ですね。損益じゃなくて、プラスとマイナスの便益というんですか。何かいい言葉はございませんか。便益のプラス・マイナスを考慮したとか。事務局の方、名案はございませんか。ちょっと長くなりますが、「環境に対する便益のプラス・マイナスの両面を考慮した事業評価手法」、丁寧に言えばそうですね。－

応そう直すことにさせていただきます。

それから、9ページの尼崎の再開発事業でございますが、生活の視点を取り入れたらと。今日はお休みでございますが、おられたら必ず強調されると思いますし。

委員

最後の2行を、「なお、事業の効率性は重要であるが、高齢者の暮らしの安全・安心を保障し」ぐらいの何かそんな言葉を。

会長

「保障し、「美しい兵庫」……」と。高島委員からのご提案でございますが、よろしゅうございますか。

事務局

「保障し」というのはちょっと……。例えば「再開発ビルに住まわれる高齢者の生活の安定を図るとともに」とか、そんな感じでどうでしょうか。

委員

それで結構です。

会長

まちづくり局長から提案がありましたように、それでよろしゅうございますか。では、今の文章に直させていただきます。ほかにございませんでしょうか。

委員

全体に、文章表現が長いなということを私、文章を専門にしていますので感じるんですが、それは細かいことなのでおいておいて、とりわけちょっと気になったところのみご指摘させていただきたいのは、2ページの6番なんです。

この辺、非常に大事なことを述べてくださっていますので、ワンセンセンスの中に2つ、何々とともに何々という形になると、視点がぼけるんです。ブルーで直していただいているところですが、兵庫県が部局の枠を越えた取り組みが進んでいるということを示してほしいというのは非常に大きな意見ですので、まず、「今後とも、治水と森林整備のような関連する施策相互の更なる連携強化を図り、」「更なる」というのは平仮名にした方がいいと思うんですが、そして計画の一貫性をずばり確保していただきたいわけですね。それで、センテンスを切って、「同時に」でつないでいただく。

その後が、句読点が一つもなしにあるものですから、私ちょっと理解しづらいの

でご説明いただきたいんですが、「県全体でソフト面を含めた各施策の総合的な取り組みの考え方が県民に示されるよう努められたい。」というのは、「県全体で努められたい」のか、「県全体で総合的な取り組みをされている」ことを示してほしいのか、ちょっとここがわかりませんので、再度……。

委 員

後段でしょうね。だから、主語を、県はこのように取り組んでいるということをまず言わないと、なかなか理解が難しい。

委 員

私自身が意味がわかっていなかったもので、直してさしあげられなかったんですが、ちょっとここを整理していただけたらと思います。

会 長

おっしゃることはよくわかるんですが、じゃあどう直すか。

委 員

ここの感触では、県全体でのソフト面を含めた取り組みではないんですね。単に、ソフト面を含めた各施策を総合してどう取り組んでいるかということ県民に示してもらいたいと、こういうことなんでしょうか。まず意味がわかっていないので、この文章ではちょっと伝わってこない。

委 員

多分これは、副知事が前回出られて、県としては部局を越えて各施策の総合的な取り組みをやっているんだということが県民の側から見れば余り見えてこない、中ではそういう方向性を持ってやっておられるんだけれども、というように言われたことをここに文章化されたように私は受け取っているんですけども。

会 長

そうなんです。

委 員

そうであれば、今、委員が言われたように非常にわかりにくい表現になっていますね。

委 員

ということは、県全体で今試みているような、という意味なわけですね。

委 員



そのように変えないと。

委 員

そうすると、変え方が見えてきたと思うんですが、県全体で施行続行中の総合的な取り組みの考え方を県民にわかりやすく示されるよう引き続き努められたいと、こういうことになってくるんじゃないでしょうかね。

委 員

そういうことでしょうね。

委 員

この際、委員に適切なお指導を賜って。

委 員

だから、これは、委員がおっしゃるように、文章を一たん切って、句点を入れて、そして文章を改めて。今、委員がおっしゃったとおりだと思います。

委 員

意味がわかりましたので、そういうことがわかるように整理をお願いいたします。

委 員

いろいろ努力されているんだということを強調されないと、それが伝わってこないだろうと思います。

会 長

だから、「計画の一貫性を確保されたい。」で一たん切るわけですか。

委 員

一たん切っていただいて、「同時に、県全体で……」。

委 員

「県全体で」と「で」と言うからいけないので、これは「県全体は」なんじゃないですか。県全体はこれこれ以下のようなことをやっている、そういう考え方を県民に示されたいということですよ。 「で」と言うから、どちらに続くのかわからなくなる。

委 員

「県全体で……取り組んでいる……」。

会 長

「取り組んでいることを県民に示されるよう」。「……たい」が2つ重なります

から、ちょっとそこも……。

委 員

取り組んでいることと、考え方とがごっちゃになっていますね。取り組みをなさっていることと、その考え方と両方おっしゃりたいと思うんですけれども、考え方があってというよりも、取り組みをして、なおかつその考え方、その両方を県民に示されるようにということですよ。

ここのところは、私、欠席させていただいたんですけれども、森林整備との関連で、森林整備の姿が見えず、計画だけが先行している印象があったので、多分その補足があったんだろうなと推測するところですが、県全体でソフト面を含めた各施策の総合的な取り組みが進められていることと、その考え方がともに県民に示されるよう今後努められたいという方向性ですね。

会 長

そういうことです。ついでに申し上げますと、その前の「治水と森林整備のような」は、今うまくいっていないのではないかという方で挙げてあるんですが、どっちでもとれる。非常にうまくいっているような話にもとれるので、ここをどのようにしたらいいか、ご意見がございましたら。

委 員

それについて、治水のところはちょっとわからないんですけれども、「森林整備のような」という形であいまいに挙がっているのを、もうちょっと言葉を添えてくださっても構わないのであれば、例えば「治水や森林整備のような施策の状況の理解を広めるとともに」とか、ちょっと前段階で入れていただけるとありがたいんですが。その上で「関連する施策相互……」。

会 長

少々文章が長くなっても、明確な方がいいわけで。どうもこういうふうに入れていきますと、委員からご指摘のようにセンテンスが長くなる、説明がまたその間に複文章で入ったというようなことになるので、切れるところがあったら切っていきたいと思いますが。

事務局の方、大体委員のおっしゃっていることはおわかりでしょうか。なかなか名文が出てこないんですが、また2人の委員にお伺いしながら、今日はお2人が欠席でございまして、どうせ見ていただかなければなりませんので、ここのところは私と

事務局預かりにさせていただいて、ほかにございませんでしょうか。では、一応そういうことで素案はお認めいただいたことにして、これによってまず案をつくります。そして、もう一度いつものようにお送りいたしまして、てにをはを含めてご指摘いただいで、最終的には私にお任せいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、細かいところは私にご一任いただきまして、本日の審議はこれで終わりたいと思います。

ことは、5月21日に第1回を開きまして、半年の間に9回、現地視察を入れますと10回ご審査をいただきました。7月7日に新規12件の答申をいたしまして、そのときに残りの審査依頼を受け、本日、再々評価71件、新規1件、計84件、7月7日と合わせますと96件の事業の審査をしたということで、物すごい強行軍でございました。ちょっとこれは運営を考えないといけないと考えたのがこういう結果ですが、それを含めまして、先ほどご意見がいろいろ出ております。個々の事業ではなくて、特に県が実施します公共事業のあり方そのものについてもご意見をいただく機会を設けたら、また10回ぐらいになります。来年はそんなに多くないと思いますし、そういう機会も設けたいと思っております。

委 員

済みません。しつこくお願いしている件ですが、部局の枠を越えたというお言葉がございましたので。部局の枠を越えると、形式としての調書は同じなんです。書き方が随分違うんですね。ですから、部局の枠を越えてお互いのノウハウを交換していただいで、お忙しくて大変かと思うんですけども、事後評価も含めてしていただくと、表記も、同じようであって随分違う部分もありますから、少し統一を工夫していただくと、ありがたいと思いますので、よろしく願います。

会 長

調書も、一応技術企画の方で目を通して、返すところは一遍返してというのでつくっておられるんですが、事業が違いますとなかなか同じようにはいかない。特に、B/Cのベネフィットに関しまして、今日もご指摘いただきましたが、上の官庁の方で

何かいいかげんなところが随分あったりしまして、そろわない。そうするとますます、これから毎年4兆円ずつ補助金が切られていったら、優先性はどちらを先にとるかというので県内でも難しいことが出てくると思います。その辺は、本当にこの審査会では、個々の事例を審査するだけでなく、フリーにご発言をいただく場をつくりたいなと思っております。

### 3 閉 会

局長あいさつ